

臨時株主総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月4日 9時00分
2. 開催場所 株式会社ツチノコテクノロジー本社事務所
3. 出席者
発行済株式の総数 2株（この議決権を有する総株主数 1名、この議決権の個数 1個）
本日出席の株主数 1名（この議決権の個数 1個）
4. 議長 代表取締役 永井 祐子
5. 議事

議長は、上記のとおり定足数にたる株主の出席があったので、本総会は適法に成立した旨を述べ、議案の審議に入った。

第1号議案 国内出張旅費規定改定の件

議長は、当会社の国内出張旅費規定について別紙「国内出張旅費規定」のとおり改定し、本改定について令和2年9月1日以後のすべての旅費交通費に適用したい旨を述べ、その理由を詳細に説明した。議長がその賛否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成したので、当会社の国内出張旅費規定を改定することが可決確定した。

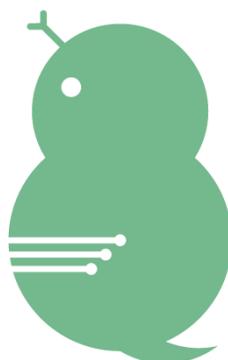
以上をもって、議事の全てを終了したため、議長は9時5分閉会を宣した。

以上、この議事録を作成し、以下のURLに電子広告により公開します。
URL <https://k.secure.freee.co.jp/companies/273270/announces>

令和2年10月4日

株式会社ツチノコテクノロジー
臨時株主総会

議長 代表取締役 永井 祐子



国内出張旅費規定

株式会社ツチノコテクノロジー

令和2年6月30日 制定

令和2年10月4日 改定

国内出張旅費規定

第1条 (目的)

この規程は、役員および社員が株式会社ツチノコテクノロジー（以下「当社」という）の社命により日本国内に出張するときの旅費について定める。

第2条 (適用範囲)

本規程は、原則として当社の役員および正社員に適用する。ただし、アルバイト・パートスタッフ・派遣社員・臨時雇用社員等の当社に雇用されている者または協力会社社員および直接契約中のフリーランス（以下「正社員以外の者」という）で当社の社命によって国内に出張するときは、本規定を正社員と同様の扱いとして準用することができる。

第3条 (出張の経路)

本規定の出張の経路は、最も経済的な順路、および方法によって計算する。ただし、業務の都合、天災など特別な事由がある場合はこの限りではない。

第4条 (出張の種類)

本規定の出張の種類は宿泊出張と日帰り出張の2種類とする。

- ① 宿泊出張とは、勤務地より片道距離が50km以上の地域へ出張し宿泊を伴うものとする。
- ② 日帰り出張とは、①の地域内に出張し、宿泊を伴わない出発当日に帰着できる出張とする。

第5条 (旅費の種類)

本規定の旅費の種類は、以下に定める通りとする。

1. 交通費
 2. 宿泊料
 3. 日当
-

国内出張旅費規定

第6条 (交通費)

本規程の交通費および利用できる等級は以下に定める通りとする。

資格区分	JR・鉄道	航空機	船舶	タクシー・バス	車
社長・役員	グリーン	ファースト	1等	実費	実費
その他社員	普通車	ビジネス	2等	実費	実費

第7条 (宿泊料および日当)

宿泊料および日当は、出張日数、宿泊日数に応じて以下に定める定額を支給するものとする。

資格区分	日帰り日当	宿泊日当	宿泊料
社長・役員	5,000円	10,000円	10,000円
その他社員	5,000円	5,000円	5,000円

第8条 (出張手続き)

出張させようとする者は、あらかじめ社命として出張の理由や目的、出張の行き先を伝え、出張させたい者に対して当人から承認を得なければならない。

第9条 (旅費の仮払い)

出張しようとする者は、あらかじめ概算の経費を記入した「経費申請」を会計 freee にて申請し、所属長の承認を得ることで仮払いを受けることができる。

第10条 (出張中の出費)

出張中、本規程に定める旅費の基準を超えて、または業務および営業活動を行う上で必要となる出費が発生した場合は、原則として事前の承認を得るものとし、やむを得ない事情がある時は事後の承認を得たもの限りその実費を支給する。

第11条 (帰社報告)

出張者が出張より帰社したときは、所定の「出張報告書」を作成し直ちに同一プロジェクトメンバーへ報告を周知しなければならない。

第12条 (旅費の精算)

出張者が出張より帰社したときは、「経費申請」を会計 freee にて申請し、旅費の精算をしなければならない。

◇ ◆ ◇ ◆ ◇ ◆

付則

- この規程は、令和2年7月1日から実施する。
 - 改定 番号1 は、令和2年9月1日以後の国内出張旅費に適用する。
-

国内出張旅費規定

改定

番号	日付	変更内容
1	2020.10.4	<p>第6条（交通費） 車の場合の交通費は「なし」でしたが、「実費」に変更しました。</p> <p>第7条（宿泊料および日当） 社長・役員の日帰り日当は「10,000円」、宿泊料は「20,000円」でしたが、日帰り日当「5,000円」、宿泊料「10,000円」に変更しました。 その他社員の宿泊料は「15,000円」でしたが、「5,000円」に変更しました。</p>